

広島県告示第五百五十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和七年五月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域
広島県広島市安佐北区安佐町大字毛木、同市安佐北区安佐町大字久地及び同市安佐北区安佐町飯室地内	立野七二三（五七二四） 急傾斜地の崩壊	立野七二三（五七二四） 急傾斜地の崩壊	立野七二三（五七二四） 急傾斜地の崩壊	立野七二三（五七二四） 急傾斜地の崩壊	立野七二三（五七二四） 急傾斜地の崩壊	立野七二三（五七二四） 急傾斜地の崩壊
名原二七四六（二五〇一五） 急傾斜地の崩壊	名原二七四六（二五〇一五） 急傾斜地の崩壊	名原二七四六（二五〇一五） 急傾斜地の崩壊	名原二七四六（二五〇一五） 急傾斜地の崩壊	名原二七四六（二五〇一五） 急傾斜地の崩壊	名原二七四六（二五〇一五） 急傾斜地の崩壊	名原二七四六（二五〇一五） 急傾斜地の崩壊
追崎八五二六（四二〇三一二） 急傾斜地の崩壊	追崎八五二六（四二〇三一二） 急傾斜地の崩壊	追崎八五二六（四二〇三一二） 急傾斜地の崩壊	追崎八五二六（四二〇三一二） 急傾斜地の崩壊	追崎八五二六（四二〇三一二） 急傾斜地の崩壊	追崎八五二六（四二〇三一二） 急傾斜地の崩壊	追崎八五二六（四二〇三一二） 急傾斜地の崩壊
飯室上畠（五八七八） 急傾斜地の崩壊	飯室上畠（五八七八） 急傾斜地の崩壊	飯室上畠（五八七八） 急傾斜地の崩壊	飯室上畠（五八七八） 急傾斜地の崩壊	飯室上畠（五八七八） 急傾斜地の崩壊	飯室上畠（五八七八） 急傾斜地の崩壊	飯室上畠（五八七八） 急傾斜地の崩壊
安佐町久地箕越（三三三一二） 急傾斜地の崩壊	安佐町久地箕越（三三三一二） 急傾斜地の崩壊	安佐町久地箕越（三三三一二） 急傾斜地の崩壊	安佐町久地箕越（三三三一二） 急傾斜地の崩壊	安佐町久地箕越（三三三一二） 急傾斜地の崩壊	安佐町久地箕越（三三三一二） 急傾斜地の崩壊	安佐町久地箕越（三三三一二） 急傾斜地の崩壊

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。